

犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況(高・地・簡裁総数)

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年 (注)4	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	総数	
		高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計
付添い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	112	141	128	78	144	118	107	133	139	102	1,202	
	意見陳述の際に付添いの措置が採られた被害者等の数	76	79	71	84	84	69	74	59	62	46	704	
遮へい	証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の数	1,661	1,563	1,623	1,105	1,461	1,505	1,237	1,335	1,374	1,425	14,289	
	意見陳述の際に遮へいの措置が採られた被害者等の数	198	214	209	194	230	226	206	262	266	238	2,243	
ビデオリンク	構内	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数	299	290	303	225	302	318	264	320	332	393	3,046
		うち 遮へいの措置が採られた証人の数	282	277	288	214	291	299	251	305	326	368	2,901
		うち 尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数	46	65	47	67	81	68	40	36	55	58	563
		ビデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数	8	10	6	6	9	2	9	5	7	9	71
		うち 遮へいの措置が採られた被害者等の数	8	8	6	6	8	2	9	5	7	8	67
	構外	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数					15	23	38	92	85	90	343
		うち 遮へいの措置が採られた証人の数					10	17	21	48	54	61	211
		うち 尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数					8	1	3	24	19	15	70
		ビデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数					-	-	1	7	2	-	10
		うち 遮へいの措置が採られた被害者等の数					-	-	1	7	2	-	10
共通	記録媒体がその一部とされた調書が取り調べられた数	1	2	-	-	2	5	10	1	21	65	107	
情報保護	被害者秘密	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者の数	3,978	3,822	3,976	3,351	3,846	4,025	3,923	4,266	4,081	4,388	39,656
		刑事法第290条の2第1項の決定をしないこととした被害者の数	77	42	50	11	27	24	19	38	21	23	332
		被害者特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した被害者の数	5	4	7	3	3	8	3	2	6	4	45
	証人等秘密	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をした証人等の数			4	116	174	240	156	182	192	221	1,285
		刑事法第290条の3第1項の決定をしないこととした証人等の数			-	3	3	7	8	5	6	2	34
		証人等特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した証人等の数			-	-	-	-	-	1	-	-	1
		刑事法第299条の5第1項の取消決定をした証人等の数			-	3	4	-	-	-	3	2	12
裁定請求	うち 刑事法第299条の5第2項の条件を付し又は時期等の指定をした証人等の数			-	1	4	-	-	-	2	1	8	
	刑事法第299条の5第1項の請求を認容しない決定をした証人等の数			-	-	4	-	1	3	2	3	13	
意見陳述	公判期日に心情その他の意見を陳述した被害者等の数	1,147	1,200	1,181	1,072	1,169	1,130	920	995	947	972	10,733	
	意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした被害者等の数	495	615	616	526	546	544	536	638	679	738	5,933	
	意見陳述をさせないこととした被害者等の数	21	17	28	45	42	48	27	33	31	22	314	
被害者等閲覧権	被害者等に公判記録の閲覧権をさせた数	1,558	1,461	1,486	1,254	1,281	1,180	1,140	1,333	1,178	1,201	13,072	
	被害者等に公判記録の閲覧権をさせなかった数	12	28	9	6	14	7	8	5	4	14	107	
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧権をさせた数	89	38	44	16	18	15	14	31	25	23	313	
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧権をさせなかった数	4	1	5	2	1	3	1	2	4	1	24	
弁護人等閲覧権	刑事法第299条の6第1項の条件を付し又は時期等の指定の対象となった証人等の数			-	2	13	17	-	6	6	2	46	
	刑事法第299条の6第2項の閲覧権の禁止又は条件を付し若しくは時期等の指定の対象となった証人等の数			-	-	-	3	5	-	-	2	10	
	うち 閲覧権の禁止の対象となった証人等の数			-	-	-	-	5	-	-	1	6	
	刑事法第299条の6第3項の閲覧禁止又は開示拒絶の対象となった証人等の数			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
和解	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載した数	20	17	23	26	18	18	25	19	19	17	202	
	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載しないこととした数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
合 計		9,761	9,544	9,769	8,128	9,410	9,535	8,732	9,773	9,492	10,004	94,148	

(注) 1 延べ数であり、概数である。
 2 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律(平成25年法律第33号)により、民事上の争いについての刑事手続の手続における和解の規定は、「犯罪被害者保護法第13条第1項又は第2項」から「犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項」に改められた(平成25年12月1日施行)。
 3 「証人等秘密」、「裁定請求」及び「弁護人等閲覧権」(平成28年12月1日施行)の数値については、当該事件の終局日を基準に計上している。
 4 「付添い」、「遮へい」、「ビデオリンク(構内)」、「被害者秘密」、「意見陳述」、「被害者等閲覧権」及び「和解」の数値については、平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、平成29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している(なお、平成28年以前に決定等がなされ平成29年に事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している。)
 5 「刑事法第299条の5第1項の請求を認容しない決定をした証人等の数」については、平成28年から令和2年までは刑事法第299条の5第1項の請求を却下した証人等として報告された数である。
 6 本表に記載された刑事法の条項は、令和5年12月末時点のものである。